

# 【指定介護予防訪問看護】

## 重　要　事　項　説　明　書

指定介護予防訪問看護事業所  
農協共済中伊豆リハビリテーションセンター  
訪問看護ステーションあおぞら伊豆  
指定事業所番号  
2260890047

### 目　　次

- |                         |                 |
|-------------------------|-----------------|
| 1 事業者の概要                | 8 サービス内容        |
| 2 事業所の職員の概要             | 9 担当の職員         |
| 3 サービスの提供時間             | 10 緊急時の対応方法     |
| 4 指定介護予防訪問看護の運営方針       | 11 苦情処理         |
| 5 理学療法士等の指定介護予防訪問看護の適正化 | 12 事故発生時の対応について |
| 6 利用料金                  | 13 非常災害時の対応     |
| 7 サービスの利用方法             | 14 虐待防止のための措置   |

添付 契約書

## 重要事項説明書（指定介護予防訪問看護）

当事業者が提供する指定介護予防訪問看護の内容に関し、あなたに説明すべき重要事項は、次のとおりです。

### 1 事業者の概要

事業者の名称	社会福祉法人農協共済中伊豆リハビリテーションセンター
主たる事務所の所在地	伊豆市冷川1523-108
電話番号	0558-83-2111
法人の代表者の職・氏名	理事長 野中 康

事業所の名称	農協共済中伊豆リハビリテーションセンター 訪問看護ステーションあおぞら伊豆
事業所の所在地	静岡県伊豆の国市田京654-1
事業所の電話番号	0558-77-2211
介護保険事業所番号	2260890047
指定年月日	令和5年4月1日
交通の便	伊豆箱根鉄道 駿豆線 田京駅から徒歩3分
通常の事業の実施地域	伊豆市（土肥除く）、伊豆の国市、函南町

### 2 事業所の職員の概要（令和6年6月1日時点）

職種	資格	員数	勤務の体制
管理者（兼看護師）	看護師	1人	常勤1人
保健師		0人	常勤0人 非常勤0人
看護師		6人	常勤6人 非常勤0人
准看護師		0人	常勤0人 非常勤0人
理学療法士		2人	常勤2人 非常勤0人
作業療法士		1人	常勤1人 非常勤0人
言語聴覚士		1人	常勤0人 非常勤1人
事務員		1人	常勤1人 非常勤0人

### 3 サービスの提供時間

営業日	月曜日～金曜日 8:25～17:10
営業をしない日	土曜日・日曜日・祝祭日、12月29日より1月3日までの間
※緊急の場合	緊急の場合は、24時間いつでも受付いたします。

### 4 指定介護予防訪問看護の運営方針

指定介護予防訪問看護を提供することにより、家庭における療養生活を支援し、その心身機能の維持回復を目指し、生活状況の向上に努めます。また、事業の運営に当たっては、市町村のサービス調整チーム、在宅介護支援センター等を活用し、市町村及び他の保健、医療又は福祉サービスを提供する者との密接な連携を保ち、総合的なサービスの提供を図ります。

## 5 理学療法士等の指定介護予防訪問看護の適正化

理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士が指定介護予防訪問看護を提供している利用者について、介護予防訪問看護計画書及び介護予防訪問看護報告書は、看護職員（准看護師を除く）と理学療法士等が連携し作成することいたします。

また、介護予防訪問看護計画書及び、介護予防訪問看護報告書の作成にあたっては、指定介護予防訪問看護の利用開始時、及び利用者の状態の変化等に合わせ定期的な看護職員による訪問が必要になります。

## 6 利用料金

(1) 当事業者の指定介護予防訪問看護（介護保険適用部分）の提供に際し、あなたが負担する利用料金は、原則として基本料金の1割・2割・3割です。ただし、介護保険の給付の範囲を超えた部分のサービスについては、全額自己負担となります。

### 基 本 料 金

時間区分	20分未満 (介護予防訪問看護 I 1)	30分未満 (介護予防訪問看護 I 2)	30分以上 1時間未満 (介護予防訪問看護 I 3)	1時間以上 1時間30分未満 (介護予防訪問看護 I 4)	理学療法等による 訪問看護 (1回 20分) (介護予防訪問看護 I 5) (介護予防訪問看護 I 52超)
単位	303単位	451単位	794単位	1,090単位	1回 284単位 1日に2回を超える場合は 1回 142単位

- 訪問看護サービス提供体制加算の指定事業所につき上記料金に6単位加算されます。
- 理学療法士等が利用開始日の属する月から12月超の利用者に指定介護予防訪問看護を行った場合は1回につき5単位を減算する。
- 基本料金は、所定の単位に10,00円を乗じて得た額です。
- 基本料金に対して、早朝（午前6時～8時）、夜間（午後6時～10時）は、25%加算、深夜（午後10時～午前6時）は、50%加算となります。
- 准看護師が指定介護予防訪問看護を行ったときは、基本料金の10%が減算されます。
- 介護予防短期入所療養介護及び介護予防短期入所生活介護を受けている間は、介護保険からの支払いは受けられません。
- 介護予防認知症対応型共同生活介護又は介護予防特定施設入所者生活介護を受けている間は、介護保険からの支払は受けられません。
- この他、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準」（厚生省告示第19号）に規定される、緊急時訪問看護や指定介護予防訪問看護の実施に関する計画的な管理を受けた場合は、一定の料金を利用者様の同意を得て契約を交わし負担していただきます。

#### <届出加算内容>

- 初回加算（I）350単位 又は 初回加算（II）300単位、又は、  
退院時共同指導加算 600単位
- 特別管理加算 I 500単位                    • 特別管理加算 II 250単位
- 緊急時訪問看護加算（I） 600単位

#### (2)交通費

当事業者の通常の事業の実施地域にお住まいの方は、交通費は無料です。

これら以外の地域にお住まいの方は、介護予防訪問看護従業者があなたを訪問するための交通費はその実費を徴収いたします。なお、自動車を使用した場合の交通費は一律300円を支払っていただきます。

#### (3)その他の費用

指定介護予防訪問看護を提供するための、あなたのお宅で使用する水道、ガス、電気等の費用は、あなたの負担となります。

#### (4) 料金の支払方法

あなたが当事業者に支払う料金の支払方法については、月ごとの精算とします。毎月10日までに、前月分ご利用いただいたサービス利用料金の請求をしますので、20日までにお支払いください。口座振替の場合、振替日は毎月27日です。

支払方法は、銀行振込、口座自動引落とし、現金集金の中からご契約の際に選んでください。

#### (5) キャンセル料

あなたのご都合により当日の指定介護予防訪問看護をキャンセルした場合には、下記の料金をいただきます。キャンセルする場合は、至急当事業者に連絡してください。

ご利用日の24時間前までにご連絡いただいた場合	無 料
ご利用日の12時間前までにご連絡いただいた場合	基本料金の25%
ご利用日の12時間前までにご連絡がなかった場合	基本料金の50%

#### (6) その他

あなたの被保険者証に支払方法の変更の記載（あなたが保険料を滞納しているため、サービスの提供を償還払いとする旨の記載）があるときは、費用の全額を支払っていただきます。この場合、当事業者でサービス提供証明書を発行しますので、この証明書を、後日、\_\_\_\_\_の窓口に提出して差額（介護保険適用部分の7割・8割・9割）の払い戻しを受けてください。

### 7 サービスの利用方法

#### (1) 利用開始

- 当事業者に電話でお申込みください。当事業者の担当職員があなたのお宅に伺い、当事業者の指定介護予防訪問看護の内容等についてご説明します。
- この説明書によりあなたからの同意を得た後、当事業者の看護師が介護予防訪問看護計画書を作成し、サービスの提供を開始します。
- あなたが介護予防サービス計画（ケアプラン）の作成を依頼している場合は、事前に介護予防支援事業者にご相談ください。

#### (2) サービスの終了

- あなたのご都合でサービスを終了する場合  
サービスの終了を希望する日の7日前までに文書で申し出てください。
- 当事業者の都合でサービスを終了する場合  
人員不足等やむを得ない事情によりサービスの提供を終了させていただく場合があります。  
この場合は、サービス終了日の1ヶ月前までに、文書によりあなたに通知します。
- 自動終了  
次の場合は、サービスは自動的に終了となります。
  - ア あなたが介護保険施設に入所した場合
  - イ あなたの要介護度が要介護または非該当（自立）と認定された場合
  - ウ あなたが死亡した場合
- その他
  - ア 当事業者が、正当な理由がなくサービスを提供しない場合、守秘義務に違反した場合、あなたやあなたの家族に対して社会通念を逸脱する行為を行った場合又は当事業者が破産した場合は、あなたは文書で通知することにより直ちにこの契約を終了することができます。
  - イ あなたがサービスの利用料金を2ヶ月以上滞納し、支払の催告を再三したにもかかわらず支払われない時、あなたが当事業者に対してこの契約を継続しがたいほどの背信行為（職員に対する故意による暴言・暴力行為等並びにセクハラ行為等）を行った場合は、文書であなたに通知することにより、直ちにこのサービスを終了させていただく場合があります。

ウ サービスの利用により、ケアプランに位置付けられた指定介護予防訪問看護の目標が達成された場合には、あなたの同意のうえで終了させていただく場合があります。

## 8 サービスの内容

当事業者があなたに提供するサービスは、以下のとおりです。

### 実施内容

- |          |             |          |         |
|----------|-------------|----------|---------|
| ・一般状態の把握 | ・24 時間緊急時対応 | ・特別管理( ) |         |
| ・内服管理    | ・メンタルサポート   | ・入浴介助    | ・医療連携   |
| ・関節可動域運動 | ・筋力増強運動     | ・歩行練習    | ・基本動作練習 |
| ・住環境確認   | ・福祉用具の検討    | ・精神賦活    | ・       |

- サービスの提供は懇切丁寧に行い、サービスの提供方法等について、あなたに分かりやすいように説明します。
- 指定介護予防訪問看護を行うにあたっては、主治医の文書による指示に従います。

## 9 担当の職員

- あなたを担当する指定介護予防訪問看護従業者は、

### ◎ 看護師

です。

- 職員は常に身分証明書を携行しているので、必要な場合は提示をお求めください。
- あなたはいつでも担当の指定介護予防訪問看護従業者の変更を申し出ることができます。(これを拒む正当な理由がない限り、事業者は変更の申し出に応じます。)
- 当事業者は、あなたの担当の指定介護予防訪問看護従業者が退職する等正当な理由がある場合に限り、担当の指定介護予防訪問看護従業者を変更することができます。

## 10 緊急時の対応方法

指定介護予防訪問看護の提供中にあなたに容体の変化等があった場合は、速やかにあなたの主治医等に連絡します。

主治医	氏名	
	連絡先	
緊急連絡先	氏名	続柄
	連絡先	

## 11 苦情処理

苦情に対する常設の窓口を、苦情相談窓口として相談担当者を設置し開設しております。また、担当者が不在の時は、基本的な事項については職員誰でも対応できるようにするとともに、担当者に必ず引き継ぎ、苦情に対する早期の改善、是正措置を講ずるよう配慮しております。  
あなたは、当事業者の指定介護予防訪問看護の提供について、いつでも苦情を申し立てることができます。あなたは、当事業者に苦情を申し立てたことにより、何らの差別待遇を受けません。

苦情相談窓口 担当 高田 真弓 (たかだ まゆみ)  
電話番号 0558-77-2211 (8:25~17:10)

### 地域連携推進部担当者

農協共済中伊豆リハビリテーションセンター

地域連携推進部 宮島 嘉津雄

連絡先 0558-83-2111 (8:25~17:10)

- この他に、市町村や国民健康保険団体連合会窓口に苦情を申し立てることができます。

伊豆市	担当窓口 長寿介護課 電話番号 0558-74-0150
伊豆の国市	担当窓口 長寿福祉課 電話番号 0558-76-8009
田方郡函南町	担当窓口 福祉課 電話番号 055-979-8126
国民健康保険団体連合会	担当窓口 介護保険課(静岡市葵区春日2-4-34国保連合会内) 電話番号 054-253-5590 (9:00~17:00)

## 12 事故発生時の対応について

- 身体的に事故が生じた場合、主治医への連絡と救急対応を確認、若しくは実施し、利用家族や各サービス事業者及び市町担当者へ連絡するとともに、必要な場合は訪問し所要の調整を行います。
- 損害賠償等については、事業者の責任により生じた損害については、速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。ただし、その損害の発生について、ご利用者様に故意または過失が認められる場合には、ご利用者様の置かれている心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償責任を減ずる場合があります。

## 13 非常災害時の対応

- あなたの居住地域および、当事業所の所在地域において指定介護予防訪問看護を提供できない何らかの災害が発生した場合、急遽訪問看護の提供を取りやめる場合や、営業を一時中止する場合がございます。その場合、連絡手段が確保され次第連絡いたします。
- 非常災害や感染症発生等により、一時的に当事業所における指定介護予防訪問看護サービスの提供ができない場合があります。その際、別紙書類（別紙1）にてあなたの同意を得たうえで、指定介護予防訪問看護の一部もしくはすべてを連携体制にある他の訪問看護ステーション等に代行を依頼することができます。

## 14 虐待防止のための措置

- 事業者は利用者の尊厳を守るという基本的な考え方のもと、虐待は決して行いません  
身体拘束も緊急やむを得ない場合を除き、原則として行いません  
事業者は利用者の人格を尊重する視点に立ってサービスに努め、また虐待の防止に必要な措置を講じるとともに、虐待を受けている恐れがある場合は、ただちに防止策を講じ市町村へ報告します
- 事業者は虐待防止のための指針を整備するとともに、利用者の権利擁護、サービスの適正化に向けた定期的な職員研修等を実施するものとします
- 事業者は前項の措置を適切に実施するために虐待防止責任者・担当者を配置します
- 事業者が身体拘束を緊急やむを得ず実施する場合は、次の3つの要件を満たした時とし、実施した場合はすみやかに身体拘束を解除できるように努めるとともに適切に記録します
  - ①切迫性：利用者本人またはほかの生命または身体が危険にさらされる可能性が著しく高い
  - ②非代替性：身体拘束その他の行動制限に他に代わる対応方法がない
  - ③一時性：身体拘束その他の行動制限が一時的なものである

令和　年　月　日

(事業者)

指定介護予防訪問看護の提供に当たり、この説明書に基づいて重要事項を説明しました。

また、個人情報の取扱いについて説明しました。

また、予防緊急時訪問看護加算、予防特別管理加算、サービス体制加算、保険外サービスの内容等の説明を行いました。

所在地 伊豆の国市田京654-1

名 称 農協共済中伊豆リハビリテーションセンター  
訪問看護ステーションあおぞら伊豆

説明者 印

この説明書により、指定介護予防訪問看護に関する重要事項の説明を受け同意します。

(利用者)

住 所                         

氏 名                         印

(代理人)

住 所                         

氏 名                         印 続柄